

## 生駒市規則第4号

生駒市公の施設の使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市公の施設の使用料に関する規則の一部を改正する規則

生駒市公の施設の使用料に関する規則（平成21年10月生駒市規則第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「使用料」を「使用料等」に改める。

第1条中「使用料の額」を「使用料及び利用料金の額」に改め、「以下同じ。」の次に「及び利用料金（以下「使用料等」という。）」を加える。

第6条の見出し中「附属設備使用料」を「附属設備使用料等」に改める。

第7条の見出し、同条第1項及び第2項中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第3項中「市長」の次に「又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、「使用料」を「使用料等」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第2項中「使用料の」を「使用料等の」に、「使用料減免申請書」を「使用料等減免申請書」に改め、「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第9条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改める。

別表第5中「附属設備使用料」を「附属設備使用料等」に、「使用料の」を「使用料等の」に改め、同表備考中「使用料」を「使用料等」に改める。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。